

1. 申請の要件	2. 根拠法令
5. 火薬類の製造施設等の変更に係る許可申請【移動式】	火薬類取締法 第10条 第1項

3. 申請に関する説明

- 火薬類の製造業者が、製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事（軽微な変更工事を除く。）、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受ける必要があります。
- 申請に係る製造施設の構造、位置及び設備並びに製造の方法が、それぞれ経済産業省令で定める技術上の基準に適合し、製造の業を適確に遂行するに足る技術的能力があり、かつ、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障がないことが必要です。

4. 関係条文							
法	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">施行令</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">施行規則</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">市細則</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 第2条 製造営業の許可申請 第4条の2 移動式製造設備に係る技術上の基準 第5条の2 移動式製造設備に係る製造方法の基準 第7条 製造施設等変更の許可申請 第8条 製造業者に係る軽微な変更の工事等 </td> <td></td> </tr> </table>	施行令	施行規則	市細則		第2条 製造営業の許可申請 第4条の2 移動式製造設備に係る技術上の基準 第5条の2 移動式製造設備に係る製造方法の基準 第7条 製造施設等変更の許可申請 第8条 製造業者に係る軽微な変更の工事等	
施行令	施行規則	市細則					
	第2条 製造営業の許可申請 第4条の2 移動式製造設備に係る技術上の基準 第5条の2 移動式製造設備に係る製造方法の基準 第7条 製造施設等変更の許可申請 第8条 製造業者に係る軽微な変更の工事等						

5. 手数料	6. 標準処理期間	7. 申請部数
	14 日	3 部

8. 告示又は通知

- 火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年 通商産業省告示第58号）
- 製造設備が移動式製造設備である製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（平成11年 通商産業省告示第302号）
- 火薬類取締法施行規則第5条第1項第20号の規定に基づく火薬類の容器包装の基準を定める告示（平成10年 通商産業省告示第149号）
- 16歳以上18歳未満の者が消費を行うことができる特定手筒煙火の製造及び消費に係る基準を定める告示（平成18年3月31日 経済産業省告示第69号）

9. 審査する事項

製造施設の構造、位置及び設備並びに製造の方法が、それぞれ経済産業省令で定める技術上の基準に適合し、製造の業を適確に遂行するに足る技術的能力があり、かつ、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障がないか審査します。

1. 移動式製造設備に係る技術上の基準

1. 標識等
2. 移動区域
3. 境界さく
4. 工室
5. 保安距離
6. 危険間隔
7. 保安間隔
8. ボイラー室等

9. 避雷装置
10. 耐火性構造
11. 消火設備等
12. 窓等
13. 床等
14. 原動機
15. 移動
16. 機械、器具等

17. 暖房装置
18. 照明設備
19. 接地
20. 掲示板
21. 耐火的措施
22. 天井等
23. 飛散防止措置
24. 静電気

25. 中止措置
26. 回転部
27. 安全装置
28. 運搬容器
29. 廃棄焼却場
30. その他

2. 移動式製造設備に係る製造方法の基準

1. 規則第5条の2の規定による移動式製造設備に係る製造方法
2. その他